

山形県 被災建築物

第14号

平成23年1月19日

応急危険度判定 ○ Q 通信

神奈川県における応急危険度判定模擬訓練の実施について

神奈川県県土整備局建築住宅部
建築安全課建築安全グループ

神奈川県では、建築物震後対策推進協議会が主催して、毎年、判定士の皆さんと一緒に実践的な訓練を行っています。平成21年度については、南足柄市怒田において、PC造平屋建て長屋住宅2棟が、前日に地震被害に遭い、被災したと想定し、平成21年10月29日に参集・模擬訓練を実施しました。民間判定士27名及び行政職員23名が参加し、真剣な訓練を行いました。

判定調査参集・模擬訓練

(1) 判定士の支援要請伝達訓練

平成21年10月28日に、南足柄市から神奈川県に判定士の派遣要請がなされ、県から各自治体に行政間緊急連絡網により連絡を取りました。

(2) 判定士の参集

応援要請を受け、訓練に参加する判定士は、翌日の10月29日に南足柄市福沢公民館に参集しました。

(3) 受付

受付で、判定士の皆さんの健康状態を確認し、判定手帳と腕章を携帯していることを確かめ、受付簿に登録しました。

(4) 判定作業事前説明

コーディネーターにより、調査方法や判定作業の注意事項について説明がありました。

(5) 資機材の受取、移動

判定に必要な調査機材を受け取り、2人1組で、判定会場へ徒歩で向かいました。

(6) 判定作業

判定作業は、建物周り、地盤、基礎、外壁、建具、屋根の順に行い、応急危険度判定調査表にランク別等を記載した後、総合判定の結果に基づいて調査済(緑)・要注意(黄色)・危険(赤)の判定ステッカーを貼ります。模擬訓練では、南足柄市宮怒田住宅(PC造平屋建て長屋住宅)の2棟を供試体として判定作業を行いました。

①建物概要の把握(用途、構造、階数、建物寸法などの確認)



②落下危険物の調査・転倒危険物の調査



③隣接建物、周囲地盤状況の把握



④構造躯体の不同沈下の確認



⑤損傷した壁の長さを調査



⑥調査結果のまとめ、コメントの記入



⑦判定ステッカーの貼付

⑧調査機材の返却、報告



⑩終了、解散

約2時間半の模擬訓練が終了。



⑨判定例の参考説明、講評
コーディネーターが作成した応急危険度判定調査表の各項目と総合判定の説明、判定結果に対するコメントが行われ、参加された判定士の皆さんが自分の判定との比較をしました。



判定結果の集計

◆ 判定結果集計表（10月29日 判定士25組）

建築物名称	建物①			建物②		
想定判定結果	調査済（緑）			危険（赤）		
調査時の着目点	<ul style="list-style-type: none"> 落下危険物、転倒危険物の有無 損傷を受けている壁の枚数 			<ul style="list-style-type: none"> 損傷度Ⅳ及びⅤの壁の枚数 壁の傾斜 落下危険物、転倒危険物の有無 		
訓練判定結果 (判定ステッカー)	調査済（緑）	要注意（黄）	危険（赤）	調査済（緑）	要注意（黄）	危険（赤）
	20組	5組	0組	0組	5組	20組
判定士が貼付した判定ステッカーの主なコメント(要約)	<ul style="list-style-type: none"> 震災による被害はほとんどなし。 窓ガラス破損あり。落下に注意。 			<ul style="list-style-type: none"> 外壁にひび割れが見られるので、建物には近寄らないでください。 構造躯体の壁が損傷しているため危険です。 雨樋の落下の危険あり。 		

総 評

建物①は、想定判定結果が「調査済（緑）」でした。なお、窓ガラスの一部に破損があったことなどから、「要注意（黄）」と判定する組が2割ありましたが、概ね想定通りの判定結果となりました。

建物②は、損傷度Ⅳ及びⅤの壁の割合が多かったため想定判定結果は「危険（赤）」でした。判定結果は「危険（赤）」が8割、「要注意（黄）」が2割となり概ね想定通りとなりました。※判定ステッカー注記欄のコメントは、「危険（赤）」・「要注意（黄）」・「調査済（緑）」の判定結果に拘らず、必ず記載し、二次災害の防止を図ることが重要です。

(例) <建物①の場合>

「壁パネルの一部ひび割れによる構造躯体への影響はありませんが、剥がれ落ちる場合もありますので、注意してください。」

<建物②の場合>

「壁パネルの破断やひび割れが生じており、倒壊の恐れがあるので建物内に立ち入らないようにしてください。」

<建物②の壁の状況>



全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度について

宮城県土木部建築宅地課 鈴木幸一

全国被災建築物応急危険度判定協議会では、応急危険度判定に従事する民間判定士等に対し補償制度を定めています。

この補償制度は、民間判定士等が被災建築物応急危険度判定等の訓練活動、実際の判定活動の業務に従事し、万が一けがなどの災害にあった時の補償をするためのものです。

補償には、傷害補償と施設賠償があり、傷害補償については、民間判定士が自宅又は職場を離れ、訓練活動に参加又は応急危険度判定を実施し、自宅若しくは職場に戻るまでの間に、死亡した場合、負傷して入院や通院をした場合を補償するものです。ただし、宿泊のため宿泊施設に入ってから、宿泊施設を出るまでの間は補償されません。（地方公共団体等の職員は、公務災害の適用を受けることとなりますので、この傷害補償の適用はありません。）

施設賠償については、人や物に損害を与えた場

合を補償するもので、民間判定士や地方公共団体等の職員が適用対象です。

この補償に係る保険の契約手続き、保険料の負担等については、全国被災建築物応急危険度判定協議会とその会員である都道府県等が行いますので、民間判定士等には一切負担は掛かりません。

また、地震による宅地の二次災害の軽減と防止を図ろうとする判定活動として、被災宅地危険度判定がありますが、被災宅地危険度判定連絡協議会でも、被災宅地危険度民間判定士が被災宅地危険度判定の業務に従事した場合、万が一のけがなどの災害にあった時の補償制度を定めています。

応急危険度民間判定士等がボランティアとして従事する判定活動は、建築技術者等にとって社会貢献ができる活動であり、また補償制度も確立しておりますので、大規模地震発生の場合は、判定活動にご協力いただけますようお願いいたします。

Q&Aコーナー

今回のQ&Aについては、初めて判定士になった方等を対象に、応急危険度判定を行う際の基本的な事項を過去のQ&Aより、ピックアップしました。なお、回答については、現状に見直しをしております。

<p>Q6 1 判定結果の表示は。</p>	<p>A6 1 応急危険度判定の結果については、三種類の判定ステッカーのいずれかを出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者だけでなく、建築物の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにします。また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明及び二次災害防止のための処遇についても明示し、判定結果に対する問い合わせ先も表示してあります。</p>
<p>Q6 2 応急危険度判定と罹災証明のための被害調査は同じか。また、応急危険度判定の結果が罹災証明と混同されて判定士がトラブルに巻き込まれないか。</p>	<p>A6 2 応急危険度判定士は、地震後の余震等による二次災害を未然に防止するため、応急的に建物の安全性をチェックするものであり、罹災証明の被害調査は、建築物の資産価値的な面(損傷の程度)を調査するので、応急危険度判定とは、視点・内容が異なります。判定士には、応急危険度判定は、罹災証明のための被害調査ではない旨の周知も行います。また、この判定についての責任は判定実施主体の地方自治体にあります。</p>

<p>Q6 3 判定活動に参加するにはどうすればよいか。</p>	<p>A6 3 地元の都道府県が行う応急危険度判定講習会を受講して認定登録を受け、応急危険度判定士になって下さい。実際に判定活動を行う必要が生じたときは、判定士の認定登録を受けた方に、連絡網により各都道府県等からの要請(連絡)があります。それを受けて、ご参加ください。</p>
<p>Q6 4 応急危険度判定士の登録はあるが、他県へ転勤しました。転勤先で活動したいのですが。</p>	<p>A6 4 応急危険度判定士は、原則として登録している都道府県等の派遣要請により判定業務に従事することになっているため、応急危険度判定士が登録都道府県外へ移転(転居・転勤等)し、移転後の都道府県で判定活動に参加する場合は、移転後の都道府県へ登録していただくこととなります。その移転後の都道府県での登録については、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定められた、「応急危険度判定士資格の相互認証に関する運用基準」により、原則として講習会等の受講が免除され、単なる登録申請等の事務手続きのみで登録できるようになっています。ただし、移転後の都道府県の登録要綱に定める資格条件に合わない場合は登録できません。また、移転前の登録の抹消手続きについては、移転前の都道府県の登録要綱等に従ってください。なお、各都道府県の応急危険度判定士の登録要綱に定める資格条件は、各都道府県の応急危険度判定担当課の窓口や全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページでその内容を知ることができます。</p>
<p>Q6 5 判定結果にミスがあった場合、その責任は問われるのですか。</p>	<p>A6 5 判定についての責任は基本的に判定実施主体の地方自治体にあり、個人の責任まで問われるものではありません。しかし、応急危険度判定は余震による二次災害防止のため、応急的に建物の安全性をチェックするものであり、その性格上できるだけ正確に行ってください。</p>
<p>Q6 6 判定活動を家主等に拒否された場合どうすればよいのですか。</p>	<p>A6 6 応急危険度判定の主旨について、パンフレット等を使用してよく説明し、それでも理解を得られない場合は無理に行わず、調査用紙にその旨記入し、次に移ってください。</p>

応急危険度判定士更新認定等のお願い

被災建築物応急危険度判定士に認定させていただいている方々に対し、改めてお礼申し上げます。

応急危険度判定は、阪神・淡路大震災時に初めて本格的に実施され、岩手・宮城内陸地震や新潟県中越沖地震の際にも、多数の判定士の方々が参加して判定活動を行っており、一般への認知も着実に進んでおります。

山形県では、平成21年度末日において、1,284名の方々に応急危険度判定士に認定させていただいておりますが、山形盆地断層帯を震源とする地震の被害想定等によると、まだまだ十分とは言えません。近年は、認定期間満了時の未更新により、認定者数が減少する傾向にあります。認定期間が満了となる判定士の方々には、申請書を送付させていただきます

ので、ぜひ、認定更新の申請をお願いいたします。

また、平成23年2月下旬に応急危険度判定士養成講習会の開催を予定しておりますので、未認定の方や新たに建築士となられた方におかれましても、本活動の意義を御理解いただき、積極的に受講し認定の御申請をいただけますよう、お願い申し上げます。

問い合わせ先：山形県県土整備部建築住宅課

TEL.023-630-2645

FAX.023-630-2672

発行/山形県・全国被災建築物応急危険度判定協議会